

令和2年5月18日

湯梨浜町立各小中学校  
保護者様

湯梨浜町教育委員会教育長  
山田 直樹

新型コロナウイルス特別措置法に基づく鳥取県等に対する緊急事態宣言解除  
を受けた湯梨浜町立小中学校の対応について（お願い）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る各学校の対応につきまして、ご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、政府による新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言は、5月14日に鳥取県を含む39県に対して解除されました。

しかし、湯梨浜町立小中学校において、当面の間、引き続き

- ・手洗いや咳エチケットの励行
- ・3密（密集、密閉、密接）の可能な限りの防止
- ・換気の励行（エアコンを作動している場合も定期的に窓を開ける）
- ・共用部分の毎日の消毒
- ・スクールバス等でのマスクの着用の徹底、換気、手指の消毒

等の新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組んでいくこととしています。

保護者の皆様には、引き続き、お子様のマスクの着用、毎朝の検温、体調の悪い場合や発熱の場合には学校を休ませる、手洗いや咳エチケットの励行、3密を避ける行動の指導等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

併せまして、万一、お子様はもとよりご家族が新型コロナウイルスに感染されたり、濃厚接触者と特定されたりした場合には、これまでと同様に学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

湯梨浜町教育委員会としましては、今後とも国及び鳥取県の動向等を注視しながら町立各小中学校の対応を行ってまいります。

なお、鳥取県及び湯梨浜町では、県民・町民の皆様には

- ・人と人との適切な距離の確保、咳エチケットや手洗い、「三つの密」を避けることに、しっかり取り組みましょう
  - ・当面、不要不急の県境を越える人の往来（特に特定警戒都道府県）や、接待を伴う夜の飲食店への外出、全国的かつ大規模なイベントや催し等への参加を控えましょう
  - ・外出はかまいません。鳥取県（湯梨浜町）の自然や星空を活かして、屋内だけでなく屋外も楽しみ、県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう
- とお願いしておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。